

# 河内町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 10,402	千円 3,970,498	千円 267,812	千円 1,017,983	% 25.64	% 24.07

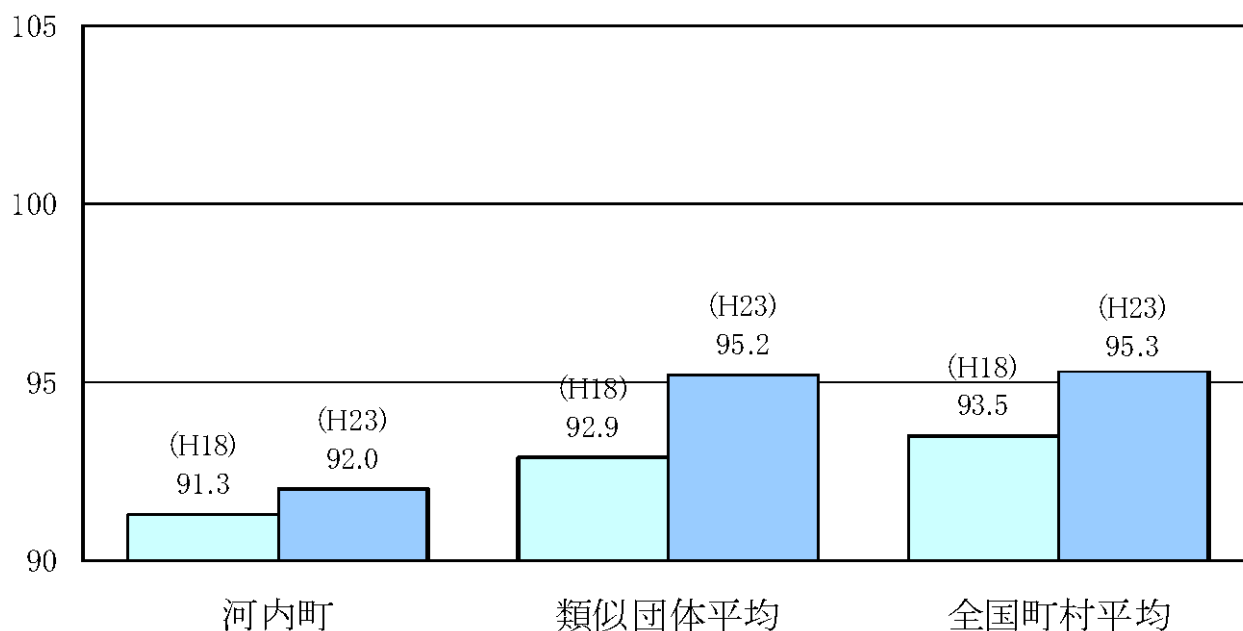
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
22年度	人 118	千円 427,611	千円 46,753	千円 149,137	千円 623,501	千円 5,284	千円 5,532

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数である。

### (3) 特記事項

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

## 2 一般行政職給料表の状況（23年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（23年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
河内町	42.9歳	306,300円	343,283円	322,518円
茨城県	43.1歳	341,906円	421,802円	374,580円
国	42.3歳	327,205円	—	397,723円
類似団体	42.8歳	317,508円	371,662円	342,056円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
河内町	49.9歳	10人	269,600円	281,350円	274,750円	—	—	—	—
うち用務員	51.4歳	6人	269,700円	280,683円	278,283円	用務員	53.8歳	209,700円	1.34
その他の技能労務職	47.7歳	4人	269,400円	282,200円	269,400円	—	—	—	—
茨城県	49.4歳	438人	341,159円	386,659円	367,131円	—	—	—	—
国	49.5歳	3,689人	283,862円	—	321,662円	—	—	—	—
類似団体	49.5歳	8人	276,247円	294,400円	284,789円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
河内町	—	—	—
うち用務員	4,446,896円	2,943,200円	1.51
その他の技能労務職	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成20年～22年の3カ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータはそれぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況（23年4月1日現在）

区 分		河 内 町	茨 城 県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	135,600 円	—
	中学卒	121,600 円	129,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（23年4月1日現在）

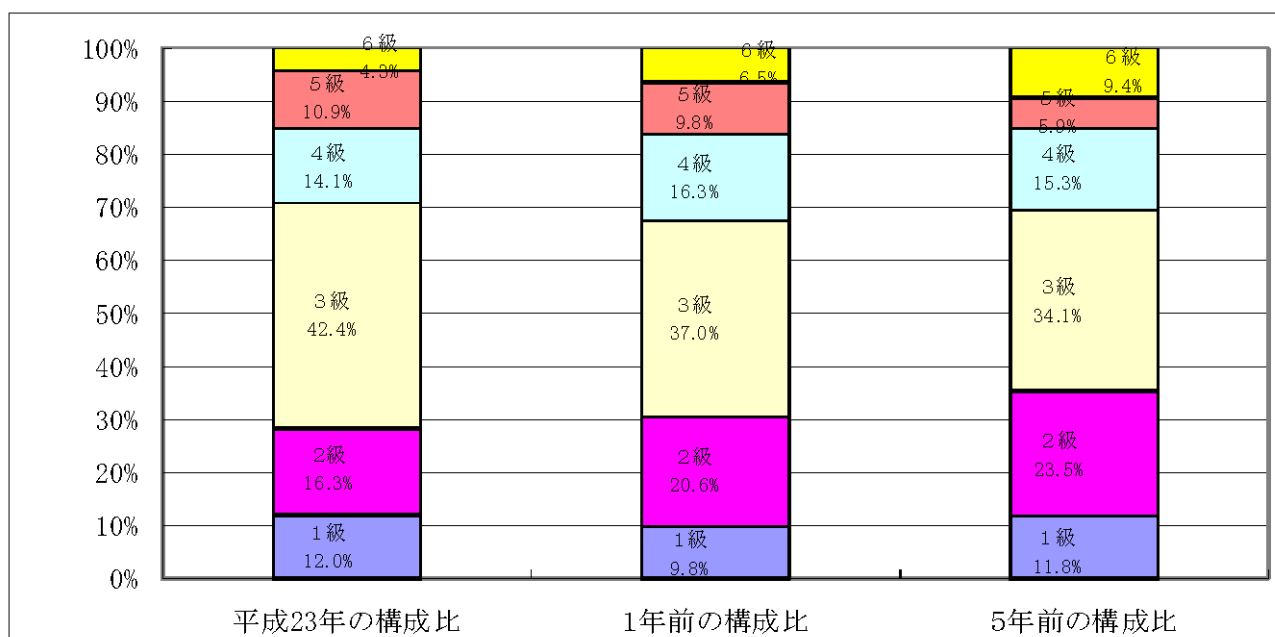
区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大学卒	251,200 円	290,875 円	340,500 円
	高校卒	該当者なし	該当者なし	291,900 円
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし

#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（23年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事補・主事	11人	12.0%
2 級	主幹	15人	16.3%
3 級	主査・係長	39人	42.4%
4 級	副参事・課長補佐	13人	14.1%
5 級	参事・課長・室長・局長	10人	10.9%
6 級	参事・課長	4人	4.3%

- (注) 1 河内町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級

及び5級をそれぞれ統合)

## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成21年度より人事評価制度を導入しました。  
しかし、昇給の判定基準を構築中のため昇給への反映は行っていません。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

河内町	茨城県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,297千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,677千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績に応じて勤勉手当を支給しています。

### (2) 退職手当(23年4月1日現在)

河内町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年
勤続20年 23.5月分 30.55月分	勤続20年 23.5月分 30.55月分
勤続25年 33.5月分 41.34月分	勤続25年 33.5月分 41.34月分
勤続35年 47.5月分 59.28月分	勤続35年 47.5月分 59.28月分
最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 24,744千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当(23年4月1日現在)

河内町では支給していません。

#### (4) 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）	30 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	5,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）	5.1%	
手当の種類（手当数）	11（現在の実際の支給は1）	
手当の名称	主な支給対象職員及び主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	町税の賦課及び徴収に関する事務を主たる職務とする職員	給料月額100分の15
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症防疫作業に従事する職員が感染症が発生し、又は発生する恐れがある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した場合	1日につき500円
保健業務職員の特殊勤務手当	国民健康保険の保健施設地区活動に係る業務を行う職員	従事した1ヶ月につき2,000円
保育士の特殊勤務手当	町立保育所に勤務する保育士	1ヶ月2,000円
自動車運転業務及び船舶操縦業務に従事する職員の特殊勤務手当	自動車運転業務（専任）及び船舶操縦業務（専任）に従事したとき	従事した1ヶ月につき4,000円を超えない範囲
行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人及び水死人等の死体処理に従事したとき	1回につき5,000円
犬、猫等の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	犬、猫等の死体処理に従事したとき	従事した1回につき1,000円
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	従事した1日につき300円
ボイラー操作作業に従事する職員の特殊勤務手当	ボイラー操作作業に従事する職員	従事した1ヶ月5,000円
給食婦の特殊勤務手当	給食業務に従事する給食婦	月1,500円
出納業務職員の特殊勤務手当	出納業務に従事する職員	月1,500円

※ 企業職を除く全職種

※ ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	15,905千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	338千円
支給実績（21年度決算）	20,155千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	593千円

(6) その他の手当（23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同	千円 11,371	円 247,200
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同	千円 1,930	円 321,600
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヵ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～24,500円	同	千円 6,162	円 78,000
管理職手当	課長級の職員 給料月額×8% 参事級の職員 給料月額×4%	異 (国は定額制)	千円 4,603	円 328,800

## 6 特別職の報酬等の状況（23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	612,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円/517,200円
	副 町 長	532,000円	680,000円/429,100円
報 酬	議 長	300,000円	340,000円/148,100円
	副 議 長	270,000円	280,000円/122,000円
	議 員	260,000円	260,000円/113,000円
期 末 手 当	町 長 副 町 長	(22年度支給割合)	6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 合計 2.95月分
	議 長 副 議 長 議 員	(22年度支給割合)	6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 合計 2.95月分
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式) 給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	(1期の手当額) (支給時期) 任期ごと
	備 考	給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

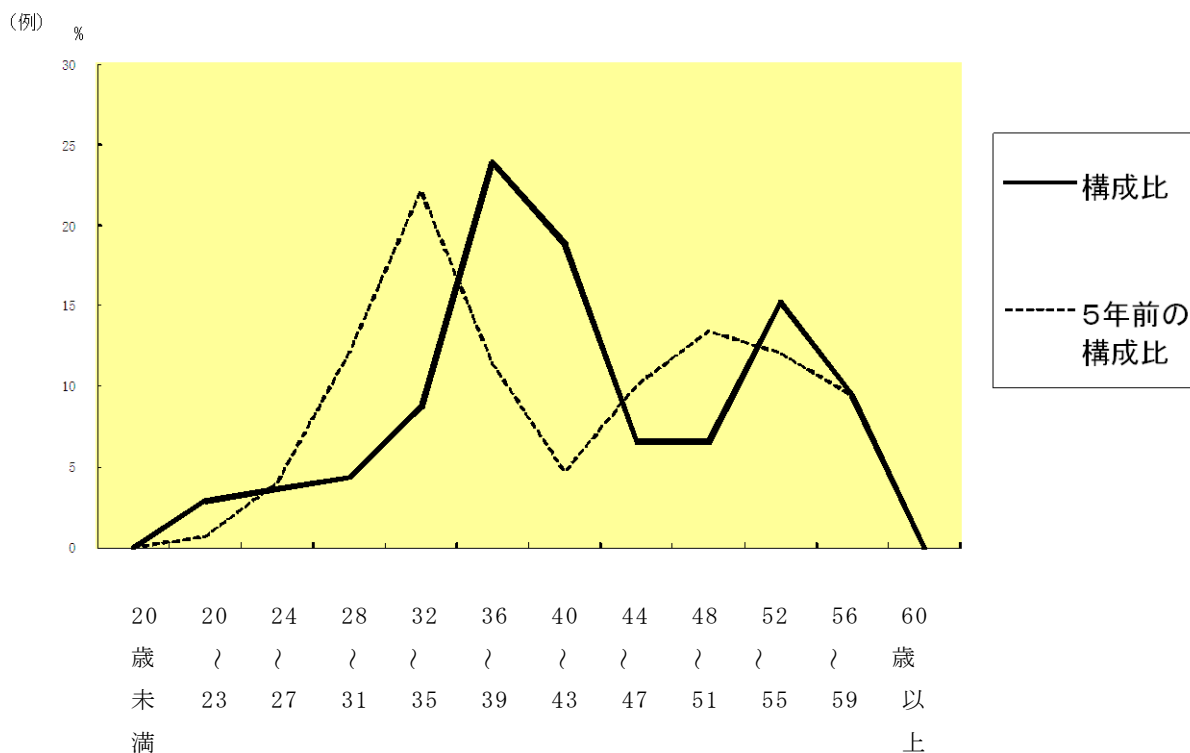
部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成22年	平成23年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	総合案内窓口の兼務
		総 務	31	30	-1	
		税 務	9	9	0	
		労 働				
		農 林 水 産	8	8	0	
		商 工	2	2	0	
		土 木	7	6	-1	
		民 生	34	35	1	
	衛 生	8	7	-1	業務見直しによる工務職員の減 子育て支援職員の増 業務見直しによる環境職員の減	
		計	101	99	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.17人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 83.29人)
	教育部門	20	20	0		
	小 計	121	119	-2	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.40人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 105.74人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3	3	0	業務充実による国保事業・包括支援職員の増	
	下 水 道	3	3	0		
	そ の 他	12	14	2		
	小 計	18	20	2		
合 計		139 [ 180 ]	139 [ 180 ]	0 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 133.63人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 教育長含む数です。

## (2) 年齢別職員構成の状況（23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	4人	5人	6人	12人	33人	26人	9人	9人	21人	13人	人	138人

## (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	100	102	99	101	101	99	-1(-1.0%)
教育	27	25	24	20	20	20	-7(-25.9%)
普通会計計	127	127	123	121	121	119	-8(-6.3%)
公営企業等会計計	23	18	18	19	18	20	-3(-13.0%)
総合計	150	145	141	140	139	139	-11(-7.3%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。



## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	210,110	31,336	18,987	9.0	9.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)普通会計 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	3	9,727	997	3,411	14,135	4,712	5,284

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、23年3月31日現在の人数です。

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
河内町水道	38.7 歳	295,033 円	320,900円
河内町一般行政	42.9 歳	306,300 円	343,283円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

河内町水道	河内町（一般行政職・団体平均等）
1人あたり平均支給額（22年度） 1,137 千円	1人あたり平均支給額（22年度） 1,297 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（23年4月1日現在）

河内町水道			河内町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 一 千円			1人当たり平均支給額 24,744 千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（23年4月1日現在）

河内町では支給していません。

エ 特殊勤務手当（23年4月1日現在）

支給実績（22年度決算）		0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）		0円
職員全体に占める手当支給職員の割合（22年度）		0%
手当の種類（手当数）		1
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	左記職員に対する支給単価
路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	道路工事、水道工事、道路測量等路上にて作業する職員	従事した1日につき 300円

※ただし、特例条例により平成18年1月より「行旅死亡人及び水死人の死体処理に従事する職員の特殊勤務手当」を除く全てに対して支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	53 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	18 千円
支給実績（21年度決算）	154 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	51 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（23年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ■配偶者 13,000円 ■配偶者以外の扶養 一人につき 6,500円 (配偶者がいない場合 1人目11,000円) ※ 親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度までの子1人につき5,000円加算	同	千円  871	円  290,333
住居手当	■借家の場合 月額12,000円を超える家賃を払っている職員に支給 家賃の額に応じ27,000円限度に支給	同	千円  0	円  0
通勤手当	■電車、バスを利用する場合 6ヵ月定期の価格を基本として1ヶ月当たり55,000円まで支給 ■乗用車等を利用する場合 使用距離等に応じて2,000円～24,500円	同	千円  73	円  24,400
管理職手当	課長級の職員 給料月額×8% 参事級の職員 給料月額×4%	異 (国は定額制)	千円  0	円  0